

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
○大規模小売店舗の新設に関する届出(三九五・商業貿易室).....	1
○土地収用法による事業の認定(三九六・建設管理課).....	1
公 告	
○県営土地改良事業の換地計画の決定(山本地域振興局農林部).....	2
○土地改良区の役員の変更及び就任の届出(秋田地域振興局農林部).....	3
○土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部).....	3
○土地改良区の役員の変更の届出(仙北地域振興局農林部).....	3

告 示

秋田県告示第三百九十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べるることができる。

平成十九年八月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生

- (二) 秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)イオンタウンたかのす
北秋田市栄字中綱三十一一外
小売業を行う者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反 田 悦 生
- (三) 秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
株式会社サンデー 代表取締役 和 田 正 徳
青森県八戸市根城六丁目二十二番十号
株式会社ツルハ 代表取締役 鶴 羽 樹
北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番地二十一号
株式会社しまむら 代表取締役 野 中 正 人
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号
大規模小売店舗の新設をする日
平成二十年三月二十四日
店舗面積の合計
一万四千三百三十三平方メートル
駐車場の収容台数
千五百五十九台
駐輪場の収容台数
四百十台
荷さばき施設の面積
七百六十五平方メートル
廃棄物等の保管施設の容量
百三十八立方メートル
小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
マックスバリュ東北株式会社
開店時刻 午前六時(一部午前九時) 閉店時刻 翌日午前零時(一部午後九時)
株式会社サンデー
開店時刻 午前六時 閉店時刻 午後九時
株式会社ツルハ
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時
株式会社しまむら
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時
来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前五時三十分から翌日午前零時三十分まで
駐車場の自動車の出入口の数
三か所
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- (四) 午前六時から午後九時まで(一部二十四時間)
届出年月日
平成十九年七月二十三日
関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所
(一) 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
北秋田市役所 産業部 商工観光課
縦覧期間
平成十九年八月七日から同年十二月七日まで
意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課商業貿易室
四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課商業貿易室
五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見を述べる理由
- 秋田県告示第三百九十六号**
土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定に基づき、告示する。
平成十九年八月七日
- 一 起業者の名称 秋田市
 - 二 事業の種類 秋田駅東西歩道橋西側昇降口等整備事業
 - 三 起業地
 - (一) 収用の部分 秋田県秋田市榑山字長沼地内
 - (二) 使用の部分 なし
 - 四 事業の認定をした理由
平成十九年六月二十七日付けで秋田市より申請のあった秋田駅東西歩道橋西側昇降口等整備事業(以下「本件事業」という。)に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。
(一) 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について
本件事業は、秋田市中通七丁目地内の東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR」という。)秋田駅の西側から秋田市手形字西谷地内の秋田駅の東側を連結する延長百五十メートル、幅員六メートル、地上六、二メートルのJR奥羽線の上を通る秋田市が整備した秋田駅東西歩道橋(以下「Weロード」という。)の西側の昇降口等を自転車歩行者専用道路として整備する事業であり、土地収用法第三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業

に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

(二) 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について
本件事業は、都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号。以下「法」という。)第四十六条第一項の規定に基づいて秋田市が作成した「都市再生整備計画」に基づいて施行する事業であることから、秋田市は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

(三) 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について
(1) 得られる公共の利益

Wee Roadは、昭和六十三年四月に開通した秋田駅の北側に付随する秋田駅の東西を結ぶ跨線歩道橋である。Wee Roadにより秋田駅の東西が徒歩で通行可能となり、それまで主な歩行路線であった県道秋田岩見船岡線の手形陸橋や市道千秋久保田町手形新栄町線の手形跨線橋及び市道川尻広面線の明田地下道を経由することなく、秋田駅東西の歩行者の交流が活発となり、特に秋田駅東地区の住民(当時人口約四万八千人)にとって大きな利便性の向上が図られた。その後、平成九年の秋田新幹線の開業に伴い、秋田駅東口の整備が進められ、平成十六年には秋田掘点センター・アルヴェがオープンするとともに、同センターと秋田駅西口を繋ぐ形で秋田駅東西連絡自由通路が開通し、また秋田駅東口駅前広場や秋田駅東自転車等駐車場が整備されるなど秋田駅東西周辺の歩行者や自転車の交通量が増加してきた。

こうした中、自転車による秋田駅東西の通行に関しては、依然として県道秋田岩見船岡線の手形陸橋や市道千秋久保田町手形新栄町線の手形跨線橋及び市道川尻広面線の明田地下道を経由すること余儀なくされている。

このため、秋田市は平成十五年年度にWee Roadの秋田駅東口側の昇降口等を自転車用の昇降機やエレベーターを設置するなど自転車通行可能な改修を実施している。

秋田駅周辺の歩行者及び自転車の交通量調査では、平成十四年度に比べて平成十七年度では、日曜日で百四十七パーセント以上、月曜日で百二十一パーセント以上の交通量の増加が見られ、今後も相当な増加が予想される。

本件事業の完成により、秋田駅東西間が自転車で通行可

能となり、秋田駅周辺の交流の一層の活性化と住民等の利便性の向上に寄与するものと認められる。

以上のとおり、本件事業により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)及び秋田県環境影響評価条例(平成十二年秋田県条例第三十七号)による環境影響評価が義務づけられた対象事業には該当しない。

また、本件事業の工事に当たっては、低騒音型、排出ガス対策型建設機械等を使用するなど、騒音・振動・排出ガスを抑制する対策を講ずることとし、周辺の建物や歩行者、自動車、列車などの交通安全に最大限配慮するものとしている。

以上のことから、自然環境、生活環境に与える影響は少ないものであり、失われる利益は軽微なものと考えられる。

(3) 複数案の検討

本件事業の施行に当たっては、Wee Roadの秋田駅西側の昇降口等の位置を秋田駅ビル及び秋田駅西口駅前広場方向に設置し、自転車歩行者専用道路を西北地区土地区画整理事業で整備する自転車歩行者専用道路へ接続させる案と申請案とがあるが、

ア 歩行者及び自転車利用者の円滑な通行が図られること。
イ 事業費の総合的な経済性が優れていること。
等の基準により二案を比較検討したところ、いずれにおいても申請案が優れており、本件事業の起業地は最も適当であると認められる。

(4) 事業計画の合理性

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量すると、本件事業の実施により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(3)で述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

(四) 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について
(1) 事業を早期に施行する必要性

(三)で述べたように、秋田駅周辺においては、歩行者及び自転車の交通量が増加しており、できるだけ早期に自転車による秋田駅東西間の通行を可能とする必要がある。また、平成十一年から平成十八年までの間に、本件事業

に関して秋田市議会の質問や近隣住民等からの陳情・要望が、合わせて十九件寄せられているほか、平成十六年度に秋田市が行ったWee Road利用者に対する聞き取り調査では、約六十八パーセントの人がWee Roadの秋田駅西側昇降口の改修が必要と答えている。

よって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件工事に係る起業地の範囲は、「立体横断施設技術基準及び道路標識設置基準について」(昭和五十三年三月二十二日付け建設省通達)に適合した幅員構成をもつ昇降施設の設置及び当該昇降施設の維持管理並びに西北地区土地区画整理事業で整備する公共施設と連結させる自転車歩行者専用道路の設置のために必要な最小限の範囲であり、関連工事についても必要最小限の範囲と認められる。さらに、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

(3) 以上にかんがみれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

(五) 結論

(一)から(四)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

五 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
秋田市まちづくり整備室

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年八月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(種地区経営体育成基盤整備事業)換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十九年八月九日から同年九月五日まで

三 縦覧場所 能代市役所本庁舎及び能代市役所二ツ井町庁舎
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、戸村土地改良区から次のとおり役員が就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十九年八月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

南秋田郡八郎潟町川崎字嘉美七番地 伊藤 昭二
 " " 夜叉袋字下昼寝五十二番地 須田 誠
 " " 浦大町字豊坂二十一番地 金 善一郎
 " " 富津内下山内字深堀八十四番地 大石専之丞

五城目町小池字岡本家ノ下百八十一番地 小玉 京蔵

二 就任理事の住所及び氏名

南秋田郡八郎潟町川崎字嘉美七番地 伊藤 昭二
 " " 夜叉袋字下昼寝五十二番地 須田 誠
 " " 松ノ木四十五番地 松田 健一
 " " 浦大町字豊坂二十一番地 金 善一郎
 " " 小池字梨ノ木百十四番地 千田平三郎
 " " 富津内下山内字深堀八十四番地 大石専之丞

五城目町富津内下山内字和田八十五番地七 小林 茂信

小池字岡本家ノ下百八十一番地 小玉 京蔵

三 退任理事の住所及び氏名

南秋田郡八郎潟町川崎字前川原九十番地 千田 保雄
 " " 五城目町浦横町字館ノ下六十六番地 近藤 慶悦
 " " 野田字清涌百六十三番地 加藤 信哉
 " " 字石田六ヶ村堰添一番二十九 畠山 正雄

就任理事の住所及び氏名

南秋田郡八郎潟町川崎字前川原九十番地 千田 保雄
 " " 五城目町浦横町字館ノ下六十六番地 近藤 慶悦
 " " 富津内下山内字組田百二十九番地 大石 勇蔵

四 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項

の規定により、秋田市上北手猿田土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年七月三十日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十九年八月七日
 秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名
 大仙市大沢郷寺字皆別当百三番地 戸島 廣男

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄